

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年6月24日	株式会社日栄(法人番号 6120001166681)代表者王南山	大阪府泉佐野市羽倉崎2- 5-15 TRビル4階	本社営業所	大阪府泉佐野市羽倉崎2丁目5-15	輸送施設の使用停止 (80日車)	道路運送法(以下、「法」) 第9条の2第1項、法第27 条第3項	令和6年1月18日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料 金事前届出、運賃料金変更事前届出違反【運賃料 金変更未届出】(道路運送法第9条の2第1項)(2) 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規 定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間 及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省 告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車 運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1 項)(3)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】 (運輸規則第24条第5項)(4)運転者に対する指導 及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記録 の一部保存なし】(運輸規則第38条第1項)	12	8
令和6年6月26日	株式会社G&Lトラベル(法人番号 1120101060062)代表者高羽照凜	大阪八尾市太田7丁目49 番地の3	本社	大阪府八尾市太田7丁目49番地の3	警告(処分日車数20日車 のため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年4月23日、新規許可を端緒として監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等 のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第5項)(2) 点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規 則第24条第5項)(3)「旅客自動車運送事業者が 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号) による運転者に対する特別な指導及び適性診断 受診義務違反【未受診】(運輸規則第38条第2項) (4)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の 未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第 45条)	2	2